

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第 1 章 総則

第 1 条～第 2 条 （略）

（用語の定義）

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	内容
1 ～ 4 （略）	（略）
5 特定 C A T V 事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、K B N株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバン スコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 K C N 京都、株式会社上田ケーブルビジョン、鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速 ネット二九六、エルシーブイ株式会社、知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限会社、株式会社あさがおテレビ又は株式会社 TAM
6 ～31 （略）	（略）

第 2 章 （略）

第 3 章 I P 通信網契約

第 1 節 契約の種別

（契約の種別）

第 7 条 I P 通信網契約には、次の種別があります。

（1）～（3） （略）

2 （略）

3 第 1 項に規定する第 3 種契約には、次表に定める特定 C A T V 事業者ごとに種別があります。

種別	事業者名
----	------

[現 行]

第 1 章 総則

第 1 条～第 2 条 （略）

（用語の定義）

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	内容
1 ～ 4 （略）	（略）
5 特定 C A T V 事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、K B N株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバン スコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 K C N 京都、株式会社上田ケーブルビジョン、鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速 ネット二九六、エルシーブイ株式会社、知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限会社又は株式会社あさがおテレビ
6 ～31 （略）	（略）

第 2 章 （略）

第 3 章 I P 通信網契約

第 1 節 契約の種別

（契約の種別）

第 7 条 I P 通信網契約には、次の種別があります。

（1）～（3） （略）

2 （略）

3 第 1 項に規定する第 3 種契約には、次表に定める特定 C A T V 事業者ごとに種別があります。

種別	事業者名
----	------

(略)		(略)	
<u>第3－46種契約</u>		<u>株式会社 TAM</u>	
第2節～第3節 (略)		第2節～第3節 (略)	
第4章～第15章 (略)		第4章～第15章 (略)	
料金表 (略)		料金表 (略)	
別表1～別表3 (略)		別表1～別表3 (略)	
附 則 (令和6年11月6日経企第3680号) この改正規定は令和6年11月25日から実施します。			